

西宮市緊急告知ラジオの配付に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害時において市民等へ防災情報を迅速かつ確実に伝達するために、緊急告知ラジオを配付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、緊急告知ラジオとは、コミュニティFM放送（78.7MHz）を受信することが可能で、かつ、災害時に西宮市の防災行政無線が発信する緊急情報を自動的に受信、起動し、緊急放送として最大音量で伝達出来る機能を備えたラジオである。

(配付物品)

第3条 市民等へ配付する物品は、緊急告知ラジオ本体及び本体用AC電源アダプター等一式とする。

(配付対象)

第4条 配付対象区域は、コミュニティFM放送（78.7MHz）の受信可能地域及び市販のFMアンテナやケーブルテレビ端子に接続することで受信が可能となる地域とする。

- 2 配付対象施設は、災害発生後直ちに避難の行動など災害対応をとることが必要とされる指定避難所、公共施設、入所福祉施設、医療施設とする。
- 3 配付対象者は、自主防災組織、避難支援団体や避難支援に関連する福祉団体、並びに防災スピーカーの可聴域に連担せず、地形的、地理的に距離があつて、市からの情報を直接に受けられない地域の市民等とする。
- 4 市長が特に必要と認める者または施設とする。

(配付台数)

第5条 配付台数は以下の基準によるものとする。

- (1) 前条第2項の施設については、1施設1台を原則とする。
- (2) 前条第3項のうち自主防災組織については、1団体につき1台を原則とし、連合自主防災組織は、その配下の単位団体数を上限とする。
- (3) 前条第3項のうち避難支援団体については、支援を行う地区範囲内において「西宮市地域避難支援制度」に登録された避難行動要支援者数を上限とする。
- (4) 前条第3項のうち避難支援に関連する福祉団体については、その配下の単位団体

数及び管理する施設数を上限とする。

- (5) 前条第3項のうち防災スピーカーの可聴域に連担せず、地形的、地理的に距離があつて、市からの情報を直接に受けられない地域の市民等については、全世帯を上限台数とする。

(保管書の提出等)

第6条 緊急告知ラジオの配付を受ける者は、緊急告知ラジオ保管書（様式第1号）を提出するものとする。

(緊急告知ラジオの管理)

第7条 緊急告知ラジオの配付を受けた者は、善良な管理の下に使用するよう努めるとともに、維持管理に要する費用を自ら負担しなければならない。

また、当該緊急告知ラジオを無断で譲渡、転貸してはならない。

- 2 市は、配付を受けた施設や市民等に対し、緊急告知ラジオを適正に管理、使用することについての対応と指導を行うとともに、にしのみや防災ネットへの加入について促すものとする。

- 3 市は、緊急告知ラジオの配付状況等を適切に管理するため、配付台帳等の整備に努めなければならない。

(緊急告知ラジオの返還)

第8条 第4条の配付対象条件に該当しなくなった場合、緊急告知ラジオを返還しなければならない。ただし、被配付者が天災地変その他不可抗力により緊急告知ラジオを返還できなくなったときは、この限りでない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、緊急告知ラジオの配付について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年2月17日より施行する。

付 則

この要綱は、平成27年11月1日より施行する。

様式第1号（第6条関係）

緊急告知ラジオ保管書

西宮市長 様

西宮市が配付（貸与）する緊急告知ラジオを保管者が保管します。

なお、緊急告知ラジオの故障については、西宮市が対応し、電池の交換等の維持管理は保管者で対応します。

平成 年 月 日

保管団体・施設名 : _____

保管者名 : _____

住所 : _____

電話番号 : _____

電子メール : _____

緊急告知ラジオ () 台